

アジア開発銀行増資 ～金融危機対応と長期戦略～

国際局開発機関課課長補佐 渡辺 大介

1. はじめに

「アジア開発銀行、3倍の増資で合意」ーアジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）の4月30日付けニュースリリースにこのような見出しの記事が掲載された。この記事にもあるとおり、1994年の第4次一般増資以来のADBの一般増資が、200%増（3倍）という過去最高の増資比率により実施されることが決まった。これにより、ADBの通常資本財源（Ordinary Capital Resource：OCR）における資本規模は、現在の約550億ドルから約1,650億ドルに引き上げられることとなる。

今回、15年ぶりにADBの一般増資が大規模に行われることとなった経緯や背景について振り返り、今回の増資の意義を改めて整理しておくとともに、今後増資を受けたADBがどのような業務運営を行っていくべきかを考察することとした。

2. ADBの財源および増資の種類

ADBは、アジア・太平洋地域における経済成長及び経済協力を助長し、開発途上加盟国の経済開発に貢献することを目的として設立された国際開発金融機関である。今回、「ADBの通常資本財源における第5次一般増資が合意に

至った」のであるが、このことを少し噛み砕いて説明しておきたい。

まず、ADBの財源には大きく分けて通常資本財源と、アジア開発基金（Asian Development Fund：ADF）と呼ばれる2つがある。通常資本財源は、中所得国向けに準商業ベース融資を行うための財源。他方、アジア開発基金は、低所得国向けにより緩和された条件で融資を行うための財源。これらがADBの中で別個に管理されており、今回のような増資の必要性についてもそれぞれ別々に検討されている。そして、今回は「通常資本財源」について増資が必要とされたのである。

次に「一般増資」（General Capital Increase：GCI）とは加盟国間の現状の出資比率を維持したままで資本を増加させる場合を言い、今回は第5回目にあたることから、第5次一般増資（GCI V）と呼ばれる。一方、新規

〈表1：ADBの通常資本財源（OCR）の一般増資実績〉

増資（増資合意年）	増資株数（増資比率）
第1次増資（1971年）	165,000株（150%）
第2次増資（1976年）	414,800株（135%）
第3次増資（1983年）	754,750株（105%）
第4次増資（1994年）	1,770,497株（100%）
第5次増資（今回）	7,092,622株（200%）

（注）ADBの資本は1株＝10,000 SDRとして、時価評価される。なお、2008年12月末時点では、1SDR＝1.54781米ドル。

加盟国に資本を割当てると、加盟国間の出資比率を調整・変更することを目的に増資が行われる場合にこれを「特別増資」と称している。

表を見て分かるとおり、今回の増資は過去最大規模の増資を行うもので、前回の第4次一般増資が合意された1994年から約15年ぶり。

3. 今回の増資の必要性

今回15年ぶりに、このように大規模な増資が実施されることになった背景を簡単に振り返ってみたい。ADBが増資を必要とする理由を一言で言うと、ADBが融資業務を継続していくにあたって財源が不足するから、ということになる。このことを今回の増資をとりまく状況にあてはめて、もう少し具体的に述べてみたい。

ADBがその本来業務である途上国向け融資業務を継続するには、当然そのための「財源」が必要となる。そして財源は「通常資本財源」と「アジア開発基金」の2つに大別できることは既に述べた。ここでは、通常資本財源の中身について少し掘り下げて述べたい。

「財源」を構成する中身として、まず各加盟国からの出資金があるが、実はそれが本質ではない。むしろADBは自らの強固な信用力を背景に低利で市場から「借入れ」を行い、これを原資に融資を行う機関である。まさに、市場からの資金調達に難しい途上国に対し、最高の信用力に基づく最も有利な条件で調達される市場資金を仲介する「銀行」なのである（これに対し「アジア開発基金」は、市場資金より緩和された条件での資金提供を行うため、拠出された資金をそのまま融通する機関）。このような業務の基盤となる信用力の源泉となるのが「資本」である。実はこの「資本」は、株式会社の資本とは少し異なる概念であり、そのほとんど

は、実際にADBに払い込まれる資金（「払込（paid-in）資本」と呼ばれる）ではなく、ADBが市場から調達する資金に対する「保証」である。これは、万一、ADBが市場から調達した資金の返済に困難をきたした場合に、ADBが要請すれば直ちにこの返済資金を提供する約束（「請求払い（callable）資本」と呼ばれる）の形をとる。つまり、ADBの強固な信用力は、さらにドナー国の信用力を背景にしているわけである。（なお、ADBのみならず世銀等の国際開発金融機関の請求払い（callable）資本が実際に請求（call）されたことは、今だかつてない。）

このような「資本」と、それが生み出す信用力を適切に維持するため、ADBは自らに2つの制約を課している。これらの制約は互いに表裏の関係にあり、単純化すると、ADBは持っている「資本」以上には貸さないし、借りないということである。1つ目の制約は、ADBの設立協定に規定されているもので、加盟国が分担する資本の合計金額（及び剰余金）の範囲を越えて、融資金額を増やせないことになっている。この制約の中で融資を行うことができる余力を貸出余力と呼んでいる。次に、先ほど出てきた「借入れ」についても、これを無尽蔵に増やしてドナー国が「保証」しない資金を大量に市場から調達してしまうと信用力を失う恐れがあるため、こちらにも制約を課し、やはり資本の合計金額を越えて借入を増やさないことにしている。この際の余力を借入余力と呼ぶ。これらの制約により、ADBの業務基盤である信用力を維持しながら資本規模に見合った融資業務が行われることが確保されるのである。

今回増資が必要とされたのは、前回の増資以降、ADBの融資実績が徐々に積み上がり、これに併せて外部からの借入も蓄積され、資本規模に対する融資や借入が相対的に大きくなり、今後の業務規模を見通したときに貸出・借入余

力が近い将来枯渇するとの見通しが明らかとなったということである。さらには、現下の経済危機の影響がアジアの途上国にも及ぶようになり、今後 ADB の資金支援に対するニーズが高まることが予想され、これらに 대응していくためにも、早急に ADB の財源確保が必要との認識が高まったことも背景にある。

今回の増資の規模決定にあたっては、このような 2 つの観点からの考察がなされた。1 つ目の今後の業務規模を見通す観点からは、ADB が 2020 年までを視野にいたした長期戦略を実施していくにあたって、必要となる融資規模を維持・継続していくために十分な財源規模が検討された。また、2 つ目の危機対応の観点からは、現下の金融危機のような緊急課題にも柔軟に対応した後も通常の業務規模を維持していける余力を確保するという観点から資本規模が検討された。これらの観点から、最終的に、現行の資本規模を 3 倍（200% 増）とする必要性につき、加盟国間での合意が得られるに至った。なお、下記表 2 のとおり、今回の増資の結果、ADB の資本規模は約 1,650 億ドルとなり、世界銀行に次ぐ規模となる見込みである。

4. 増資合意に至るまでの経緯

今回の増資合意に至る経緯を簡単に振り返りたい。1994 年からの第 4 次一般増資によって ADB の資金リソースが拡充されたが、その後 1997 年に起きたアジア通貨危機への対応のた

めの緊急融資などにより、ADB の融資余力は徐々に減退してきた。これを受け、2000 年の ADB 年次総会で、当時の千野 ADB 総裁がその演説において、OCR の将来的資金ニーズに関するスタディを開始したい旨を表明。その後、ADB の財源状況レビューが毎年行われてきたが、2003 年頃からは、期限前返済や為替レート変動の影響などから融資余力が回復することとなり、同様の傾向が 2006 年頃まで続いたため、次の増資を早急に実行すべきとの結論に至らなかった。その後、2008 年 4 月の財源状況確認のための理事会において、今後 3 年間の融資業務見通しに基づく 2010 年には融資余力が枯渇するとの見通しが ADB から示され、より具体的な増資の検討がついに開始されることとなった。

さらに、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が広がり、アジア地域にも悪影響が懸念される事態となったことで、危機の影響を受けるアジアの途上国への支援を ADB が積極的に行うべきで、そのためにも、ADB の融資財源確保のための増資が早急に必要との議論が加速することとなった。なお、後述するが、増資は完了するまでに時間がかかるため、それ自体は緊急的な危機対応には間に合わないが、仮に、危機対応策を講じた結果として危機後に通常業務を行うだけの余力がなくなる、というのであれば十分な危機対応が行えない恐れがある。このため、中長期的観点から行う増資が危機対応の文脈で議論されるのである。

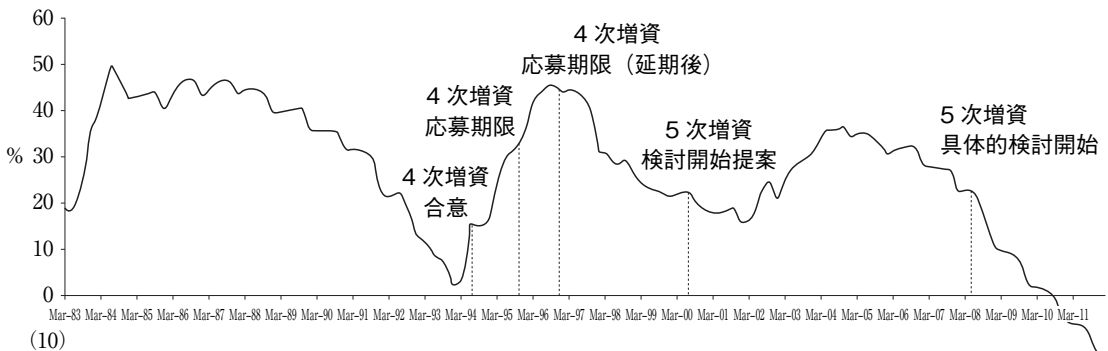
昨年 11 月のワシントンでの金融サミットの

〈表 2：国際開発機関の資本規模比較〉

	ADB アジア 開発銀行 (億ドル) 	IBRD 世界銀行 (億ドル) 	IDB 米州 開発銀行 (億ドル) 	AfDB アフリカ 開発銀行 (億ドル) 	EBRD 欧州復興 開発銀行 (億ユーロ) 
授權資本	550 ⇒ 1,650 (増資後)	1,908	1,010	346	200

(注) ADB は 08 年 12 月末、IBRD は 08 年 6 月末、それ以外の機関は 07 年 12 月末時点の数字。

〈グラフ 1：貸出余力の推移〉



注：1983年以降の貸出可能額に対する貸出余力の比率推移（2008年10月時点のADBデータによる）
貸出余力は増資のほか為替変動や期限前返済などによっても変動

首脳宣言で「国際開発金融機関の資金基盤が十分であるかを見直し、必要な場合には資金基盤を増加させる」との文言が盛り込まれ、それを受けたG20のワーキンググループでの議論でも、ADBの200%増資を早急に実施すべきことが合意、さらに本年3月のG20財相会合や4月上旬のロンドンでの第2回目の金融サミットでも、ADBの200%増資が支持されるに至った。

これらを受け、4月6日に開催されたADBの理事会において、増資規模を200%増とする第5次一般増資の実施につき承認が得られ、その後、同増資案につき全加盟国による総務投票が実施され、圧倒的多数の支持を得て、ADB総会前の4月30日に加盟国による正式承認が確認されるに至り、冒頭で紹介した「アジア開発銀行、3倍の増資で合意」の記事に至るのである。

5. ADBの運営・業務改善

ここまで紹介してきた増資の議論と並行して、ADBのオペレーションに関する議論が行われてきた。つまり、資本というリソースをADBに投入するにあたっては、リソースをより効果

的に活用できる体制をADBが十分備える必要があるとの観点から、ADBの運営や業務面における改善の必要性につき様々な議論が行われてきた。例えば、ADBの人事戦略の強化が議論され、外部コンサルタントも活用した包括的な人事戦略レビューを行い、内外からの最適人材の確保等、人事戦略強化・改善のためのアクションプランを策定し、対策が開始された。また、ADBが融資を行う際の環境や住民への影響の評価といった環境・社会面での配慮義務を規定するセーフガードポリシーの見直しが行われ、改訂版セーフガードポリシーがまもなく策定される段階にきている。さらに、上でも述べたが、ADBの長期戦略であるStrategy 2020が昨年4月に策定され、「貧困のないアジア太平洋地域」というビジョンのもと、インフラ、環境、地域協力、金融セクター開発、教育を業務の中核分野とするADBの戦略的取り組みの枠組みが提示された。

6. 今後のスケジュール

このような経緯や議論を経て、今回増資が「合意」されるに至ったわけであるが、まだ増

資が実際に行われたわけではない。それでは、実際の増資の実施に向けて、今後どのような流れが予定されているかを簡単に見ておきたい。

最初に、各加盟国の応募というステップがある。今回は「一般増資」のため、各加盟国の出資比率は維持される。例えば、日本の場合、現在の出資比率が約 15.6% であるので、今回の ADB の全体の増資額約 1,100 億ドルのうち、約 171 億ドル分が割り当てられている。この各国への割り当て分につき、それぞれの国は必要な国内手続きを経た上で出資に応じる（応募する）。今回の増資では 2010 年末までに応募を完了（応募証書を ADB に寄託）することが求められている。そして ADB の貸出余力や借入余力は、各国の「応募」金額の合計によって制約を受けるものであるため、応募がなされれば、それに応じて ADB は融資や借入を増やすことができることになる。

次に、各国が応募を行ったあとは、各国がそれぞれの出資分担につき、実際に資金を ADB に払い込んでいくことになる。資金の払い込みは、各国が応募した出資負担分につき全額払い込むことが求められているわけではなく、今後の ADB の貸出や返済に基づくキャッシュフロー見通しなどにつき ADB がシミュレーションを行い、今後の業務運営に支障ない払い込みレベルが算定されている。今回の増資においては、増資分のうち 4% 相当が払い込み分とされている。よって、日本の場合、出資負担分のうち 4% に相当する約 5 億 3 千万ドルを 5 年間かけて払い込むことになる。

7. ADB への日本の関与

今回、増資によるリソース投入を受ける ADB は、そのリソースを使って、今後どのような業務運営を行っていくべきなのであろうか。

まず ADB は、足元の危機への対応に注力すべきである。今回の ADB の増資は、必ずしも危機対応を行うことを主眼として合意されたわけではなく、元々は、中長期的に求められる役割を ADB が十分果たしていくために必要な措置として議論されてきた。しかしながら、今年 5 月にインドネシアで開催された ADB 総会における与謝野財務大臣の演説にもある通り、ADB の一般増資が 15 年ぶりに実現することとなった背景としては、現下の状況における ADB の役割に対する各国の期待が結実したものであり、ADB はアジア地域を専担する唯一の国際開発金融機関として、アジアの途上国が現在まさに直面している危機への対応という課題への取り組みを最優先するべきであろう。

そして、今回の危機がある程度収束してきた暁には、長期戦略という指針に従い「貧困のないアジア太平洋地域」というビジョン実現に向け、そこで示されている重点課題を中心に精力的な取り組みを継続していくことが求められる。

さらに、今回の増資は、単なる資金投入ではなく、投入されるリソースが有効に活用されるような ADB の運営・業務改革も合わせ進められてきた。このような改革が今後も継続されることで、今回の増資効果が長期に亘って十分発揮されるものであり、ADB には不断の経営改善努力が求められる。

今回「合意」された増資が「実現」に向け滞りなく進められ、ADB が足元の危機対応で十分な役割を発揮し、さらに中長期的戦略に沿った業務が精力的に進められるよう、ADB の最大の株主として、我が国は ADB の業務運営に対する積極的な働きかけが求められる。

【本稿内における意見・解釈に関しては筆者個人の見解である。】